

創立60周年特別募金推進委員会

私たちが、この募金に賛同して応援しています。ご協力をお願いいたします。

会長

松尾 新吾 九州電力株式会社特別顧問

特別顧問

田中 優次

学校法人中村産業学園理事
(西部ガス株式会社取締役相談役)

柴戸 隆成

学校法人中村産業学園理事
(株式会社ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役会長(兼)社長
株式会社福岡銀行代表取締役会長(兼)頭取)

久我 英一

学校法人中村産業学園理事
(九州旅客鉄道株式会社取締役監査等委員)

堀江 広重

学校法人中村産業学園理事
(西日本鉄道株式会社上席執行役員)

学園推進委員・常務理事(総務部担当)他15名

久保田 勇夫

教育成果評価委員会外部委員
(株式会社西日本フィナンシャルホールディングス代表取締役会長
株式会社西日本シティ銀行代表取締役会長)

橋田 紘一

教育成果評価委員会外部委員
(元株式会社九電工代表取締役会長)

川崎 隆生

教育成果評価委員会外部委員
(株式会社西日本新聞社相談役)

推進委員

吉山 齊一

九州産業大学
同窓会楠風会会長

安部 順是

九州産業大学造形短期大学部
同窓会薫風会会長

浦口 智恵子

九州産業大学
後援会会長

榑木 利隆

九州産業大学造形短期大学部
後援会会長

※2019年7月1日現在

九州産業大学 創立60周年記念事業

「大楠アリーナ2020」 建設特別募金趣意書

地域に根ざし、
成長し続け、交流を育む



※本パースはイメージであり、今後変更の可能性がございます。

学校法人 中村産業学園

総務部(募金担当)

〒813-8503 福岡県福岡市東区松香台2丁目3番1号

TEL:092-673-5525 FAX:092-673-5599 E-mail:kifu@ml.kyusan-u.ac.jp

募金用ホームページ

<https://www.kyusan-u.ac.jp/donation/>

九産大募金 検索

個人情報の取扱いについて

募金にご協力いただきました皆様の個人情報は、「大楠アリーナ2020」建設特別募金に係る業務のために使用いたします。個人情報は、「学校法人中村産業学園個人情報の保護に関する規程」に基づき、適正に管理いたします。

「大楠アリーナ2020」
スペシャルムービー
公開中!!



1年間の取組み
2018 ムービー
公開中!!



学校法人中村産業学園



九州産業大学

KSU KYUSHU SANGYO UNIVERSITY

九州産業大学造形短期大学部
ZOKU KYUSHU SANGYO UNIVERSITY, ZOKU JUNIOR COLLEGE OF ART AND DESIGN

おおくす
「大楠アリーナ2020」
建設特別募金のお願い

本学園は、「産学一如」を建学の理想として掲げ、1960年(昭和35年)に九州産業大学の前身である九州商科大学を創立し、現在では文系領域・理工系領域・芸術系領域の9学部21学科、大学院5研究科を擁する総合大学となりました。また、1968年(昭和43年)には併設校として九州造形短期大学(現、九州産業大学造形短期大学部)を創立し、現在では、両大学の1万人を超える学生が同じキャンパス内で学ぶ西日本屈指の規模へと発展いたしました。これもひとえに皆様のご支援とご協力があったることと深く感謝申し上げます。

さて、本学は、2020年に創立60周年を迎えます。この度、創立60周年記念事業の一環として、2020年春の竣工を目指して、「大楠アリーナ2020」を建設いたします。

この建物は、「地域に根ざし、成長し続け、交流を育む学美の丘の大樹アリーナ」をコンセプトにデザインしたもので、本学園の念願であった入学式や学位授与式を一堂に会して開催できる規模を誇ります。立花山のふもと、生命力あふれる楠の大樹のように大地に根を張る姿は、地域に根ざした大学の象徴であり、大空に広がる枝は未来へ向かい成長する象徴です。また、大樹の下に人々が集う開かれた交流の場でもあり、災害時には地域の方々の避難場所としても活用される建物です。

この「大楠アリーナ2020」が、学生にとって新たな学びの場として、将来にわたって教育研究や学生スポーツの振興を担い、本学が教育目標に掲げる「心身ともに健全な国際的教養人の育成」に寄与するものと確信しております。同時に、施設開放などを通じて、地域とともに歩み貢献する「地域密着型大学」へと発展させていく所存です。

誠に恐縮ですが、本学園の更なる飛躍にかける思いをご理解いただき、総額10億円の建設特別募金に格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



学校法人 中村産業学園
理事長
津上 賢治



九州産業大学学長
神 泰輔



九州産業大学
造形短期大学部学長
小田部 黄太

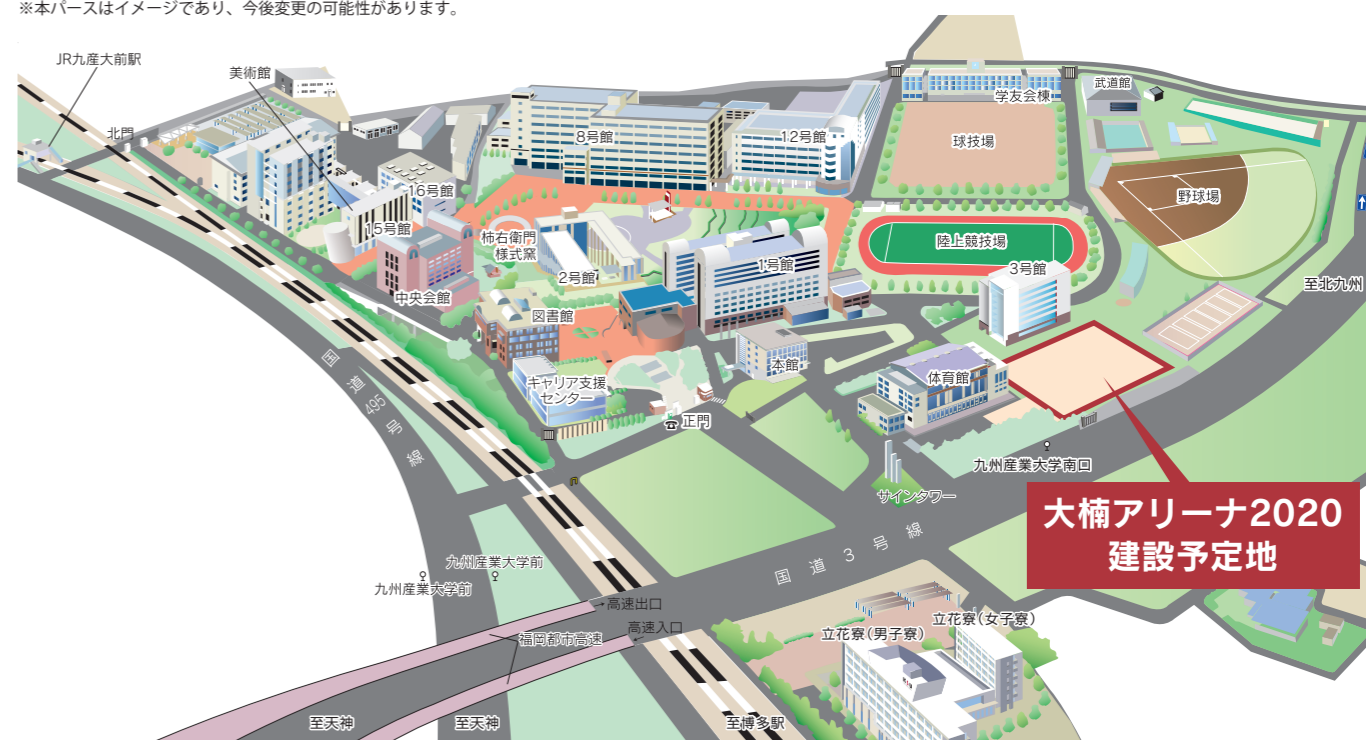
「大楠アリーナ2020」外観イメージ

「大楠アリーナ2020」概要

建物構造／地上3階建て 鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造
 延床面積／約17,500㎡
 収容定員／約5,000人 観客席 約1,000席
 建物用途／アリーナ、トレーニングルーム、多目的室、卓球室、
 研究室、実験・実習室等



※本パースはイメージであり、今後変更の可能性があります。



「大楠アリーナ2020」館内イメージ



館内フロア紹介

1階にスポーツ多目的室と実験・実習室、2階にメインアリーナとコミュニケーション・ラウンジ、3階に観客席とランニングコース、トレーニングルームを備えた地上3階建ての複合棟です。スポーツ、式典、イベント、文化活動に対応可能な施設として整備します。

3F トレーニングルーム

各種トレーニング機器を備えた約800㎡の広く見晴らしのよいトレーニングルームです。

3F 屋内ランニングコース

雨天でも利用可能な1周270mの屋内ランニングコースです。

2F メインアリーナ

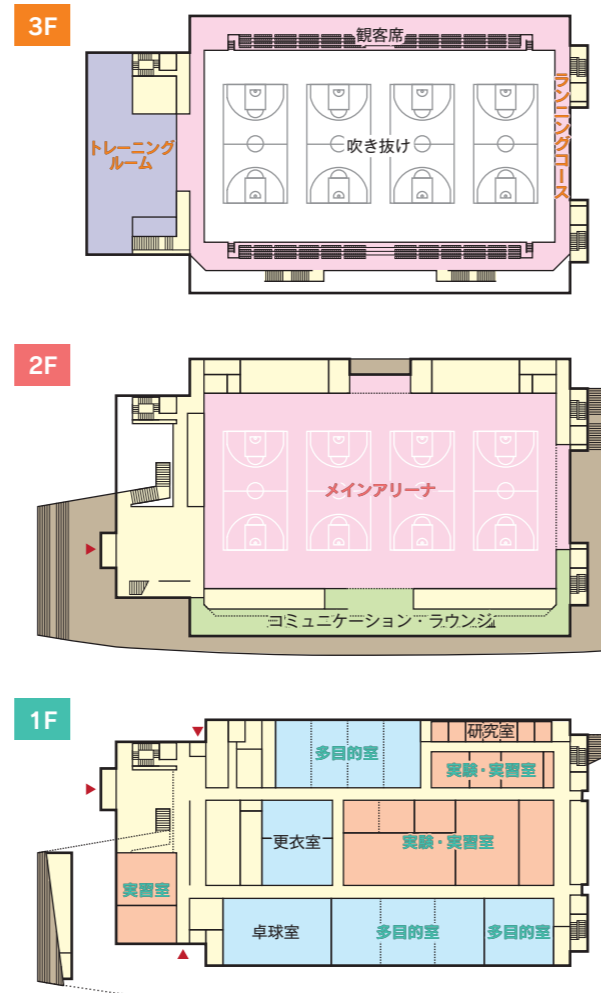
公式バスケットボールコート4面が設置可能な広さを誇り、授業での利用をはじめ、体育・サークル、各種式典や大学祭などにも活用します。

1F スポーツ多目的室

授業をはじめ、サークル活動等に幅広く活用します。

1F 実験・実習室

スポーツ健康科学における様々な実験実習に活用します。



建設特別募金概要

募金の名称 「大楠アリーナ2020」建設特別募金

募金の用途：「大楠アリーナ2020」建設資金に充当します。

募集期間：2018年4月1日～2020年3月31日

募金目標額：10億円 [事業費(見込総額)：90億円 自己資金：80億円]

募金の種別： 個人寄付 1口 1万円 法人寄付 1口 5万円 団体寄付 1口 5万円

寄付は任意でございますが、できましたら複数口のご協力をお願いいたします。

ご寄付の申込方法について

1 本学指定の振込票で(振込手数料不要)

ゆうちょ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行

本学指定の振込票に必要事項をご記入の上、上記の金融機関の窓口にてお振り込みください。

2 クレジットカード等で(振込手数料不要)

本学募金専用ホームページから WEBで申込み を選択。スマートフォンからお申し込みいただけます。

※本学指定の振込票を使用しない場合は、所定の振込手数料が別途必要となりますのでご注意ください。

※他にも本学窓口でのご寄付も可能です。

法人・団体の皆様につきましては、必要書類を送付させていただきますので、本学総務部(募金担当)までお申し出ください。

ご寄付者への感謝・顕彰

1 寄付者銘板による顕彰

募集期間中、個人・法人・団体1口以上のご寄付をいただいた方には、「大楠アリーナ2020」館内にご芳名を刻銘し、末永く顕彰させていただきます。(本パースはイメージであり、今後変更の可能性があります。)



※ご芳名等の掲載にあたり、公表を希望されない方は、お申込みの際、振込用紙等で匿名希望をご選択ください。

2 高額寄付

募集期間中の寄付累計額が、個人100万円以上、法人・団体500万円以上の方には、本学から感謝の意を込めて記念品を贈呈させていただきます。

3 寄付者芳名帳への掲載

募集期間終了後、寄付者芳名帳を作成し、ご芳名等を掲載させていただきます。

4 募金用ホームページ等への掲載

本学募金用ホームページ等でご寄付いただいた方のご芳名等を掲載させていただきます。

学生からの期待の声！



環境の整った新アリーナで学ぶことで、授業やサークル活動も充実することを期待しています。新しい施設で練習に励み、目標としている「全日本学生剣道選手権大会」での優勝、そして教員になる夢を実現したいと思います。

人間科学部スポーツ健康科学科2年
左納 寿也さん(純真高校)

九産大のシンボルツリーとして受け継がれてきた楠のように、この新アリーナも大切に継承していきたいです。学生として、新アリーナで学位授与式を迎えられるのは、とてもうれしいですね。

地域共創学部観光学科2年
小島 美穂さん(直方高校)



寄付手続きのご案内

募集期間：2020年3月31日まで

「個人」の皆様へ

お申込みから確定申告までの流れ



個人様の場合、1口1万円からお願しております。なお、1口未満の寄付もありがたくお受けいたします。

- 本学指定の振込票で
 - クレジットカード等で
 - 本学窓口から
- 上記の3つの方法からお選びいただけます。

ご入金を確認できましたら、本学から寄付金領収書等の書類を送付いたします。

- 受け取った書類を確定申告時に提出すれば税金が控除されます。
- 1 所得税の控除
 - 2 住民税の控除
- ※詳しくは下記をご確認ください。

税制上の優遇措置のご案内

本学への寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金として、税制上の優遇措置を受けることができます。

1 所得税の控除

確定申告の際、「税額控除制度」又は「所得控除制度」の2つの制度からいずれか有利な方を選択することができます。

<p>A 税額控除制度・・・小口寄付の減税効果が大きくなる</p> <p>寄付金額から2千円(税額控除額)を差し引いた額の40%が、税額控除対象額となります。</p> <p>$(\text{寄付金額} - 2,000) \times 40\% = \text{寄付金控除額}$</p>	<p>B 所得控除制度・・・所得税率が高い高所得者の減税効果が大きくなる</p> <p>寄付金額から2千円を差し引いた金額が所得金額から控除できる制度です。所得控除後、所得金額に応じた税率をかけて税額を算出します。</p> <p>$(\text{寄付金額} - 2,000) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$</p>
--	---

※1.控除となる寄付金額は、その年の総所得金額などの40%が上限となります。※2.寄付金控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。※3.所得税率は、課税所得によって5%~45%の範囲で変動します。

寄付金控除額の目安表(控除額は目安ですのでご了承ください/単位:円)

年 取 (所得税率)	300万円 (10%)		500万円 (20%)		700万円 (23%)		1,000万円 (33%)	
	A 税額控除	B 所得控除	A 税額控除	B 所得控除	A 税額控除	B 所得控除	A 税額控除	B 所得控除
1万円	3,200	800	3,200	1,600	3,200	1,840	3,200	2,640
5万円	19,200	4,800	19,200	9,600	19,200	11,040	19,200	15,840
10万円	39,200	9,800	39,200	19,600	39,200	22,540	39,200	32,340
100万円	50,625	99,800	143,125	199,600	243,500	229,540	399,200	329,340

※課税される所得金額は、便宜的に、所得金額(給与等の収入金額-給与所得控除額)から社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等の合計額(寄付金控除分を除く)を控除した金額としています。
 ※目安表の計算に際しては、便宜的に「総所得金額等=課税される所得金額」とし、控除対象となる寄付金上限額を計算しています。
 ※所得税の税率は、平成27年4月1日現在の法令によります。

2 住民税の控除(本学を条例で指定した地方公共団体のみ)

本学は、福岡県および福岡市等から指定を受けていますので、所得税の控除に加えて住民税控除の対象となります。確定申告の際、住民税の寄付金控除をあわせて申告することで翌年度の住民税から控除されます。詳細は、お住まいの県・市町村へお問い合わせください。

「団体」の皆様へ

同窓会やサークルのOB会など、団体様でのご寄付について、個人として領収書の発行を希望される場合は、本学総務部(募金担当)までお問い合わせください。

「法人」の皆様へ

お申込みから損金算入の手続きまでの流れ



法人様の場合、1口5万円からお願しております。なお、1口未満の寄付もありがたくお受けいたします。

法人様の払込みの流れを説明し、必要な書類を送付いたします。
 本学総務部へお申し出ください。
092-673-5525

- A 受配者指定寄付金
 - B 特定公益増進法人に対する寄付金
- 上記のいずれかの方法をお選びいただけます。
 ※詳しくは下記をご確認ください。

ご入金を確認できましたら、本学から法人税の減税に必要な書類(証明書等)を送付いたしますので、お手続きください。

税制上の優遇措置のご案内

寄付金は損金算入により法人税負担を減少できます
 本学への寄付金は、一定の手続きを行うことで法人税法に基づき、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。

2通りの寄付方法から1つをお選びいただけます

寄付金に対する損金算入手続きには2通りの方法があります。どちらか一つをお選びいただけますので、本学総務部(募金担当)までご連絡ください。

- A 受配者指定寄付金
- B 特定公益増進法人に対する寄付金

A 受配者指定寄付金(寄付金の全額を損金に算入可能)

受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団(以下事業団)が受け入れ、その後、同事業団から寄付者が指定した学校法人へ配布する制度です。寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、全額損金に算入することができます。損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。この「寄付金受領書」は、本学を経由して送付いたします。



注意事項
 事業団が寄付金を受理した日が損金算入日となります。なお、当該決算期に損金処理される場合は、諸手続きの関係上、ご入金から受領書の発行まで約2ヵ月程度のお時間が必要ですので、当該決算日近くのご寄付のお申込みの場合はご注意ください。

B 特定公益増進法人に対する寄付金(寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能)

特定公益増進法人に対する寄付金の「合計額」と下記の「特別損金算入限度額」のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額の計算方法

$$\left(\frac{\text{期末資本金} + \text{および} \text{資本積立金}}{\text{事業年度月数} / 12 \text{ ヵ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right) + \left(\frac{\text{寄付金支出前の} \text{所得金額}}{\text{所得金額}} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

※特定公益増進法人に対する寄付金のうち、損金に算入されなかった金額は、「一般の寄付金」として、別途損金算入することができます。